

「中野区公衆浴場法施行条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について

「中野区公衆浴場法施行条例」の改正の考え方に関する意見交換会を開催し、結果をまとめたので報告する。また、条例に盛り込むべき主な事項について、以下のとおり取りまとめたのでパブリック・コメント手続を実施する。

1 意見交換会の結果について

- (1) 日時 令和3年8月24日(火)13時00分から
- (2) 場所 中野区保健所別館(旧堀江敬老館)
- (3) 参加人数 5名
- (4) 主な意見の概要と区の考え方 別紙1のとおり

2 「中野区公衆浴場法施行条例」の改正の考え方からの変更点

なし

3 「中野区公衆浴場法施行条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について 別紙2のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施

「中野区公衆浴場法施行条例」に盛り込むべき主な事項に対するパブリック・コメント手続を令和3年10月12日から令和3年11月1日まで実施する。区民への周知については、なかの区報10月5日号及びホームページに掲載するほか、中野区保健所生活衛生課や区民活動センター等で資料を公表する。

意見の提出方法は、文書により電子メール、ファクシミリ、郵送、窓口への持参とする。

5 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|---------|--|
| 令和3年10月 | パブリック・コメント手続の実施 |
| 11月 | 第4回定例会において、パブリック・コメント手続の結果報告及び条例改正案の提出 |

意見交換会実施結果

1 意見交換会で寄せられた主な意見・質疑について

(1) 混浴制限年齢について

	意見・質疑	区の考え方
1	「おおむね7歳以上」は曖昧な表現ではないか。	国の衛生等管理要領に合わせた表現としています。また、子どもの精神的・身体的発達には個人差等があるため、弾力的に運用できる表現としています。

(2) 条例の施行日について

	意見・質疑	区の考え方
2	混浴制限年齢の条例改正の施行時期はいつ頃の予定か。	令和4年4月1日を予定しています。
3	近隣区では条例施行日を令和4年1月1日としているようである。混乱を避けるため、中野区でも施行日を1月1日としてほしい。	中野区の場合、パブリック・コメント手続を実施後、第4回定例会で議案を提出する予定です。混浴年齢の規定については、議決後、区民の方などに対し一定の周知期間が必要であると考えており、現時点では令和4年4月1日施行を予定しています。

(3) 消毒方法について

	意見・質疑	区の考え方
4	モノクロラミンの濃度について定める予定があるか。	国の衛生管理等要領で濃度の基準が定められており、区において具体的数値を規定することは考えていません。

「中野区公衆浴場法施行条例」の改正案に盛り込むべき主な事項について

1. 改正の背景と趣旨

区内の浴場における入浴者の衛生及び風紀の保持については、「中野区公衆浴場法施行条例」(以下「条例」という。)に基づき指導等を行っている。

国の技術的助言にあたる「公衆浴場における衛生等管理要領」(以下「衛生等管理要領」という。)が令和2年12月に改正されたことに伴い、公衆浴場等における男女混浴制限年齢を引き下げることとする。また、入浴施設のレジオネラ症対策についても、衛生等管理要領に合わせて改正する。

併せて、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」に合わせ、所要の文言修正を行う。

2. 中野区公衆浴場法施行条例の改正の考え方

(1) 男女の混浴制限年齢について

男女の混浴制限年齢について、10歳以上をおおむね7歳以上に引き下げる。

《説明》

区では、浴場業における混浴制限年齢について、風紀に必要な措置として条例で規定している。国は、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、混浴制限年齢を引き下げることによって、「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界が発展することが期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした結果を受け、令和2年12月10日、衛生等管理要領で規定する混浴制限年齢の引下げを行った。このことから、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、男女の混浴制限年齢を引き下げることとする。

(2) 浴槽水等の消毒方法について

浴槽水等の消毒について、塩素系薬剤以外の多様な消毒方法を選択できるように規定を改める。

《説明》

区ではこれまで浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つよう規定し、これにより難しい場合であっても、塩素系薬剤とその他の消毒方法の併用しか認めていなかった。国は、衛生等管理要領及び「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」において、浴槽水の消毒方法として、アルカリ性等の環境でも消毒効果を発揮するモノクロアミンを単独使用できることとしていることから、区においても認めることとする。また、温泉を貯蔵する貯湯槽を使用する場合の消毒方法も同様とする。

(3)ろ過器の構造設備について

ろ過器のろ材は、逆洗浄もしくはろ材を交換できる構造としていたところ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出できる構造とする。

《説明》

浴槽水の循環ろ過器の構造については、衛生等管理要領において、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出できる構造であることと示された。このことから、区においてもこれと同様の規定とする。

(4)浴槽の換水頻度について

浴槽水は、毎日完全に換水することを原則としている。
ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃することを新たに追加する。

《説明》

浴槽水を清浄に保つため、毎日換水することが原則である。ただし、浴槽の構造上の問題等により毎日の換水が困難な場合でも、ろ過器や循環配管などは、レジオネラ属菌の温床となる生物膜ができやすいことから、これの除去あるいは発生を防止するため、最低でも1週間に1回浴槽水を完全に換水し清掃することとし、衛生等管理要領と同様の規定とする。

(5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)の規定に該当する公衆浴場の営業時間について

風営法第2条第6項第1号に該当する公衆浴場は、午前零時から日出時までの時間において営業を行わないこととしていたところ、「日出時」を「午前6時」と改める。

《説明》

風営法第13条では、「風俗営業者は、午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。」としていたところ、風営法の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)により、日出時は1年でその時間に変動があり、営業者の負担となることから、「日出時」を「午前6時」に変更する改正が行われた(平成28年6月23日施行)。条例において風営法の規定による公衆浴場の営業時間の制限の規定があることから、風営法と同様の規定とする。